

全肢連情報

ZENSHIREN BULLETIN

□編集・発行

一般社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会

〒171-0021

東京都豊島区西池袋4丁目3番12号

□Publisher ZENSHIREN

TEL: 03-3971-0666

FAX: 03-3982-2913

E-mail: web-info@zenshiren.or.jp

皆様からのニュースのご提供を
心からお待ちしております。

全肢連情報はホームページ「響(ひびき)」でもご覧になれます。URL: <http://www.zenshiren.or.jp>

SNSで障害児・者、肢体不自由児・者の情報交換を *Facebook* <https://www.facebook.com/ZENSHIREN>

第3回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム 開催される

11月29日(木)東京都千代田区全国都市会館大ホールにて第3回障害福祉サービス等報酬改定検討チームが開催され、障害福祉サービス等に関する消費税の取扱いについて及び障害福祉人材の処遇改善について討議が行われた。

以下、概要について一部抜粋して報告する。

障害福祉サービス等に関する消費税の取扱いについて

【論点】

■介護報酬における検討状況及び関係団体からの提出意見等を踏まえて、消費税率10%引き上げに向けて、障害福祉サービス等報酬における上乗せ対応についてどう考えるか。

【対応案】

障害福祉サービス等報酬による上乗せ

■介護給付費分科会における対応との整合性も踏まえつつ、消費税率8%引き上げ時における対応を参考に、基本報酬単位数への上乗せ対応を行うこととしてはどうか。

①基本報酬単位数への上乗せ

■消費税率引上げに伴う影響分について適切に手当を行うため、消費税率8%引き上げ時と同様に、人件費その他の非課税品目を除いた課税費用の割合について、直近の平成29年障害福祉サービス等経営実態調査の結果を用いて把握し、これに税率引上げ分(100/108-1)を乗じて基本報酬単位数への上乗せ率を算出する方針で検討してはどうか。

基本報酬単位上乗せ率=課税経費割合(※)×(100/108-1)

※課税経費割合=1.0-人件費比率-その他の非課税品目率

②加算の取扱いについて

- 介護報酬における検討状況を踏まえつつ、消費税率8%引上げ時における対応を参考に、対応方針を検討することとしてはどうか。
- 具体的には個々の加算体位数への上乗せが困難なことから、基本単位数への上乗せに際し、これらの加算に係る消費税負担分も含めて上乗せする方針としてはどうか。

基本報酬単位数への上乗せ

＝基本報酬単位数×（基本報酬単位上乗せ率＋加算に係る上乗せ率）

※8%引上げ時に介護報酬では、課税費用の割合が特に大きいと考えられる加算（所定疾患施設療養費、緊急時施設療養費等の介護老人保健施設に係るもの）について、個別の上乗せを行っているが、障害福祉サービス等報酬においては、これに該当する加算がないため、個々の加算単位数への上乗せは行っていない。

※単位数ではなく基本報酬単位数に対する割合で設定されている加算（特定事業所加算、特別地域加算、処遇改善加算）については、基本報酬単位数への上乗せによって手当されることとなる。

障害福祉人材の処遇改善について

「新しい経済政策パッケージ」に基づく処遇改善について

「新しい経済政策パッケージ」に基づく処遇改善については、”介護人材と同様の処遇改善を行う”こととされているが、全く同一の制度ではないことから、前回議論及び関係団体からの意見等を踏まえて、どのように処遇改善を行うか。

【論点Ⅰ-①】

○介護人材では勤続年数10年以上の介護福祉士を算定根拠としているが、障害福祉人材においては、前回議論及び関係団体からの意見等を踏まえて、どの職員までを算定根拠の範囲とするか。

【対応案】

○「新しい経済政策パッケージ」に基づく処遇改善を行う加算率の算定根拠となる職員の範囲について、”介護人材と同様の処遇改善を行う”こととされていることから、「勤続10年以上」という要件は同様にしたうえで、対象職員は障害福祉サービス等の特性を踏まえて、以下の職員にしてはどうか。

- ・介護福祉士
- ・社会福祉士
- ・精神保健福祉士
- ・保育士
- ・心理指導担当職員（公認心理師含む）
- ・サービス管理責任者
- ・児童発達支援管理責任者
- ・サービス提供責任者

【論点Ⅰ-②】

○各サービスの加算率の設定について、介護人材における議論等を踏まえてどのように設定するか。

【論点Ⅰ-③】

○事業所内の柔軟な配分について、介護人材における議論等を踏まえてどのように設定するか。

【対応案】

○各サービスの加算率の設定及び事業所内の柔軟な配分については、同一法人において障害福祉サービス等や介護サービス事業所を運営している事業所が存在すること等を踏まえ、介護サービスと同様の対応を行うこととしてはどうか。

新しい経済政策パッケージで考慮されている視点

介護職員の確保は重要であり、これまでも他職種との賃金差等も踏まえ、処遇改善を進めてきたところであるが、今般の「新しい経済政策パッケージ」において考慮している視点として以下の3点があること。

①介護職員の更なる処遇改善

介護離職ゼロに向け、最大の課題は介護人材の確保。処遇改善を更に進める必要

②経験、技能のある職員に重点化

- ・介護職員の平均勤続年数は、全産業や他職種と比較して短い
- ・介護職員の賃金は全産業や他職種と比較して低い
- ・介護のケアの質の向上を図る観点からも、介護現場への定着促進につなげる必要

③柔軟な運用を認めること

①、②の趣旨を損なわない程度で、介護以外の職種に配分可能とし、介護事業の賃金のベースアップ等につなげる必要

更なる処遇改善について

【論点1】

事業所ごとの職員配置の手厚さや職場環境等を反映すべきではないかとの意見がある中、各加算率の設定や加算の所得要件について、どのように考えるか。

【対応案】

<加算の取得要件>

長く働き続ける環境を目指す観点から、事業所の事務負担を考慮した上で、一定のキャリアパスや研修体制の構築、職場環境等の改善が行われていることを担保するため、現行の処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)の取得を要件としてはどうか。

<加算率の設定>

介護職員確保に向けた処遇改善を一層進めるとともに、人材定着にもつながるよう、経験、技能のある介護職員が多いサービスが高く評価されるようにしてはどうか。

その際、同じサービス種類の中であっても、経験・技能のある介護職員の数が多い事業所や、職場環境が良い事業所について、更なる評価をすべきとの意見がある一方で、これらの事業所がどの程度あるかのデータが乏しいことや、実際に要件を満たしているか把握するための事務負担が増加すること、新しいサービス種類や新しい事業所が要件によって

は不利になること等を考慮する必要があることなど、どのように考えるか。

【論点2】

事業所内での配分方法や処遇改善加算の対象費用についてどのように考えるか。

【対応案】

<事業所内での配分>

どの職種にどのくらい処遇改善を行うかは、一定程度事業所の裁量・判断で行う必要があると考えられるが、配分に当たっての要件として、①経験・技能のある介護職員、②他の介護職員、③その他の職種の順に一定の傾斜の設定等を行うことを検討してはどうか。また、一定の傾斜の設定等において留意すべき事項はあるか。

<処遇改善加算の対象費用>

処遇改善加算については、介護人材の賃金改善に確実に結びつくことが重要との考えから、賃金改善のみに充てられるようにしてきたところであり、更なる処遇改善に当たっては、引き続き賃金改善のみに充てることとしてはどうか。

▽詳しくは、第3回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム▽

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000167016_00004.html

愛媛県 障害者雇用拡大へ

障害者雇用を不適切算定していた問題で愛媛県は11月26日、障害者の雇用拡大に向けた取り組みを発表した。

原則2019年4月1日以降の採用を見据え、身体に加え、知的、精神障害者を対象にした正規職員の追加試験などを実施する。県庁で定例会見した中村知事は「不適切算定で障害者や県民の信頼を損なったことを改めて深くお詫びする」と述べ、法定雇用率について知事部局と公営企業は2020年度、県教育委員会は2021年度までの達成を目指すとした。

県によると、2018年6月1日現在の障害者雇用率は知事部局1.25%、公営企業1.03%、県教育委員会1.60%で、いずれも法廷地を満たしていない。

県は2005年度から臨時職員で2013年度から正規職員で障害者の採用枠を設けたが、対象は身体障害者に限定してきた。県の担当者は「なぜ限ってきたのかは正直分からない」とした上で「精神、知的障害者を外す理由がない」と説明した。

正規職員の募集人数知事部局2人と公営企業管理局3人、教育委員会6人の計11人。12月19日まで募集し、来年1月20日に一次試験を行う。

また臨時職員を本町・中予地方局9人、東予地方局3人、南予地方局3人、来年1月7日まで募集し、試験日は1月27日。県研修所や松山発電工水管理事務所でも雇用する非常勤職員もハローワークを通じて募集する。

知的、精神障害者のうち企業等で就労が困難な人を上限3年の非常勤職員として雇用し、企業や自治体への就職を支援する「えひめチャレンジオフィス(仮称)」を2019年6月をめどに本町に設置。地方局、支局にも順次拡大する。

ICT（情報通信技術）を身近に 障害者参画で実現へ

総務省と厚生労働省は11月15日、デジタル活用共生社会実現会議（座長＝村井純・慶應義塾大教授）の初会合を開いた。ICT（情報通信技術）の活用により年齢や障害の有無にかかわらず、豊かな人生を享受できる社会の実現に向けた方策を検討する。ICTを身近な地域単位で普及すること、アクセシビリティを確保することを主な論点とする。2019年3月に報告書をまとめる。

総務省の情報通信審議会（総務大臣の諮問機関）が今年8月に答申したものをベースに議論する。國重徹・総務大臣政務官、新谷正義・厚生労働大臣政務官が共宰し、8月までに描いた将来像を障害者が委員に入って具体化する。

國重政務官は同日の会合で「2040年頃には高齢者人口がピークを迎える。静かなる有事に対して、みんながみんなを支える共生社会を目指すことが我が国にとって極めて重要だ。ICTも共生社会を支える大きな力の一つになる」とあいさつした。

論点は二つあり、それぞれ部会を設ける。

その一つがICT活用を普及するための地域づくりだ。高齢者や障害者が気軽に相談できる人材（デジタル活用支援員）や学び合うためのグループ（地域ICTクラブ）を全国に広げる方法を検討する。総務省は今年度、そのための実証事業を全国19カ所で始めた。

もう一つがアクセシビリティの確保だ。健康管理機器などの開発段階から障害者が参加する仕組みをつくり、そうした製品の認定制度を導入する方向で検討を進める。

また、目や耳が不自由な人のコミュニケーションや、車いす利用者の移動を支える技術の開発に成功した事例も共有化を図る。

いずれも、人口減、労働力不足といった社会構造の変化を踏まえ、高齢者や障害者の社会参加、就労を後押しすることが狙いだ。

委員に就任した全盲の石川准・静岡県立大教授は、ICTで目覚ましい業績を残した海外の企業の例を挙げ、「法制度上のインセンティブがあってこそものだ」と指摘。国際的に見て、日本は特に情報アクセシビリティ政策が弱いとした。

同じく委員に就いた聴覚障害のある大杉豊・筑波技術大教授は音情報、音声言語、手話言語それぞれについて「聴覚障害者のニーズ、サービス実施の現状、技術開発の進捗状況をヒアリング調査で明らかにしてほしい」と要望した。

会議の事務局は総務省の情報流通行政局情報流通振興課、厚労省の障害保健福祉部企画課が担う。会議には内閣官房、文部科学省、経済産業省の担当者もそれぞれ同席する。村井座長は「各省庁が参加する画期的な会議だ」と話した。

◆アクセシビリティ◆

「容易に利用できること」を意味する。政府の第4次障害者基本計画（2018年度からの5カ年）は、社会のあらゆる場面で障壁を取り除くために「アクセシビリティの向上」を分野横断的な視点と位置付けた。

定員割れでも不合格、重い障害に高校入学の壁

夜間定時制の神戸市立楠高校（同市兵庫区）で今年3月、2018年度入試の受験者が定員を下回っていたにもかかわらず、中学3年生で受けた重度脳性まひの男性（16）が不合格となった。兵庫県内の公立高校入試のうち、定員割れで唯一の不合格だった。「障害が理由だったのではないか」と訴える本人や両親に対し、「本校の教育に足る能力と適性を備えているかどうか、総合的に判断した結果」とする学校側。話し合いは平行線のままだ。

男性は、うなずくことで「はい」、首を振ることで「いいえ」の意思表示はできるが、話すことはできない。日常生活の全てに介助が必要で、車いすを使う。チューブで栄養剤を胃に注入する「胃ろう」の手術を受けているため、地元の小中学校では看護師が配置されたが、いつも多くの友達に囲まれてきた。

マラソンの練習では誰かが歩行器を押し、男性は長縄跳びもドッジボールも特別ルールで輪に入った。小中とも親の付き添いなしで修学旅行に参加した。

母親は「本人は人が言っていることはほぼ分かっている」とし、「地域の学校で友達や先生と触れ合い、心身とも大きく成長した。学校が大好きだった。複数の学校を見学したが、どこより楠高校に行きたいという本人の意思表示もあり、目指すことになった」と志望動機を代弁する。

受験で学校側は、読み上げや代筆、文字の拡大、別室、時間延長など「特別な措置をして万全を期した」とする。本人も解答が可能な選択問題に臨んだが、結果は不合格。定員割れで再募集の学力検査も不合格となった。

現在、定時制高校には働きながら学ぶ生徒ばかりでなく、不登校経験者、高齢者、外国人など、さまざまな立場の生徒が通学する。障害者手帳所持者も数多く通う。両親は合否判定に納得がいかず、学校側に試験結果の開示を請求。話し合いが持たれた。試験結果も踏まえ「障害が理由では」と尋ねると、校長は「入学者選抜要綱にのっとり、判定した結果」と強調した。

2016年施行の障害者差別解消法は、障害を理由とした差別的な扱いを禁じている。11月7日には、男性と母親が神戸市障害福祉課に相談し、法に抵触していないかどうかについて市教育委員会に聞き取りするよう求めた。

神戸新聞社の取材に、市教委は「定員内不合格だったので、合否判定について校長から報告を受けた。協議の結果、学校側の判断は妥当だ」としている。

◇中学までの支援継続を・・・

国連障害者権利委員会は2020年春、障害者権利条約が日本できちんと守られているかどうか、審査に来ることを予定している。国連がゴールとして求めるのは、フル・インクルージョン（あらゆる障害のある児童生徒を通常学級の中で教育する方法）。大変なゴールだ。現在、日本でもインクルージョンは行われているが、幼児教育から小中高と年齢が上がるにつれ、特別支援教育制度に移行する傾向にある。

この男性がこれまで多くの支援を受けながら、中学まで在学できたのなら、定時制高校でもできないか。他の生徒にも、障害のある人の状況や支援方法を知ることができて有意義だし、多くの知識やスキルを持った先生もいる。高校には、これまで築いてきた中学校教育までの流れを継続できる、新たなチャレンジを期待したい。その経験は多くの関係者の誇りにつながると思う。

*広島県肢連より

災害報告と御礼

広島県心身障害児者父母の会連合会
会長 米田 操

平成30年7月の西日本豪雨被害に際しましては、ご厚情あふれるお見舞いのお言葉をいただいたばかりかお見舞金までも頂戴しましたこと、誠にありがたく心よりお礼申し上げます。

報道等でご承知のとおり、今回の西日本豪雨は統治において甚大な被害をもたらしました。幸いにも本会の会員は皆無事でしたが、JRの不通、道路の寸断で物流が止まったり、河川が氾濫したり、家屋に大きな被害を受けたり、生活が一変してしまいました。

被災された障害児者とその家族の不安と課題を改めて考えさせられました。

穏やかな海に浮かぶ島々、風光明媚な瀬戸内海はもうあの夏の景色ではありませんが、まだまだ崖崩れの後は痛々しく、被災された方の不安を少しでも解消できるよう、より細やかな復旧、復興政策が必要に思います。

今回の被災において、皆様から頂戴しました心温まるお見舞い、ご支援を糧に、会員の心身面のケアにも十分に配慮しながら役職員一同邁進したいと思っております。

ご報告かたがた、義援金の御礼を申し上げます。

災害義援金 受領のご報告

このたびは、災害義援金を賜りありがとうございました。

皆様方のあたたかいご支援に心より御礼申し上げます。

※ご送金いただきました御名義で掲載しています。

平成30年11月16日	箕面市市肢体不自由児者父母の会	¥20,000-
平成30年11月16日	葛飾区肢体不自由児者父母の会様	¥10,000-
平成30年11月29日	石川県肢体不自由児者父母の会連合会様	¥40,000-

平成30年12月1日現在 ¥1,391,120-

12月の行事予定

1日(土)~2日(日)	近畿ブロック地域指導者育成セミナー	滋賀県ポストプラザ草津
5日(水)	李富鉄事務所クリスマスパーティー	横浜イターコチソコル
6日(木)	第37回肢体不自由児・者の美術展	東京芸術劇場
7日(金)	平成30年度厚生労働大臣表彰	厚生労働省
17日(月)	第3回常任委員会	東京在宅サービス
20日(木)	いずみ150号発行	
28日(金)	仕事納め	